

生徒の携帯電話所有について

携帯電話は大変便利です。一方で、未成年者等が犯罪に巻き込まれる原因になることも少なくありません。本校では、次のような指導方針をとることにしています。

携帯電話に関する指導方針

1 生徒が携帯電話を所有しないことがもっとも望ましい形です。

2 生徒が携帯電話を所有している場合には、その使い方について家庭でよく話し合いを行い、家庭でのルール作りをお願いします。

- ・電話番号やメールアドレス（本人、友達）といった個人情報の扱いには特に留意するようご指導ください。
- ・携帯サイトへの軽はずみなアクセス、書き込み等行わないように、フィルタリング等の保護措置を行ってください。

3 携帯電話の学校への持ち込みは原則として禁止です。

校内で発見した場合、その場で預からせていただき、保護者連絡の後、原則保護者に返却致します。連絡手段としては、学校では公衆電話を設置してありますのでご利用ください。

※なお、特別な事情がある場合には、学級担任にご相談ください。